

一般社団法人 石川県医療ソーシャルワーカー協会 協賛・後援に関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人 石川県医療ソーシャルワーカー協会（以下、当協会とする）が主催する行事を協賛し、又は後援することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 以下の通り用語を定義する。

- (1) 協賛とは、第三者が主体となる催しについて、当協会が趣旨に賛同し協力・援助することをいう。協賛金等の費用負担を伴い、後援に比べて当協会の関与が大きい場合に使用する。
- (2) 後援とは、第三者が主体となる催しについて、当協会が趣旨に賛同し協力・援助することをいう。原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(承諾基準)

第3条 行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公的法人
  - (2) 公益法人等の非営利法人
  - (3) 目的が当協会事業の目的に照らし相応と判断される任意団体または法人
  - (4) その他、理事会にて適当と認められたもの
- 2 行事の内容等が、公共性又は公益性を有し、保健医療福祉に寄与すると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 営利を目的とするもの
  - (2) 政治的又は宗教的目的を持つもの
  - (3) 特定の思想等に偏るもの
  - (4) その他、理事会にて不適当と認められたもの

(協賛等の承諾申請)

第4条 協賛等を受けようとする者又は団体は、あらかじめ次に示す内容が分かる書類を申請し、理事会において承諾を受けなければならない。なお、返答までの時間に猶予がない等の特別な事情がある場合には、メールによる稟議によって、承認に代えることがある。

- (1) 催しの名称
- (2) 主催者または団体の代表者名
- (3) 開催趣旨
- (4) 開催日時
- (5) 開催場所
- (6) 催しの対象者ならびに大よその参加予定者数
- (7) 他の団体等との共催、協賛関係の有無
- (8) 参加者の負担及び催しへの助成金等の分かる資料
- (9) その他 理事会が必要ととも定めるもの

(承諾の通知)

第5条 承諾した場合、当該申請者に対し承諾書を交付する。

(事業中止等の届出)

第6条 主催者は、承諾書交付後に事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、その旨を届け出しなければならない。

(決算書の提出)

第7条 協賛した催しについて収支決算書の提出を求める。

(協賛・後援等の取消し)

第8条 承諾を受けた者が、その事業の実施にあたり、この規程の第3条にあげる承諾基準を満たさなくなったと認めるとき、または不適當な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

本規程は、2022年6月18日をもって施行する。